取引業者各位

東北工業大学
理事長 樋野 隆一
学　長 小林 正樹

東北工業大学との取引における誓約書の提出について（依頼）

平素は本学の教育研究に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の報道等によりご承知とは存じますが、大学等研究機関における研究費の不正使用事案が後を絶たないことを受けて、文部科学省において、取引業者から不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書の提出を求めることとされました。（参考参照）

このため、本学では「東北工業大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規程」に基づき、下記１の不正行為防止計画を遵守して頂けることを前提に取引を行うことと致しました。

ついては、下記２のとおり、平成２７年１月１日以降の取引について、全ての取引業者から別紙「誓約書」の提出をお願いすることと致しましたので、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。なお、今後、本学の発注に際しては、誓約書をご提出頂いた取引業者のみに限定していく予定であることを申し添えます。

ご多用中のところ誠に恐れ入りますが、格別のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

１ 発注及び検収方法の徹底

物品等の発注及び検収は例外的な取り扱いが必要と認められる場合を除き、施設管財課職員 及び検収担当者が実施することを、研究者だけでなく取引業者等に対しても周知徹底し、発 注が特定の取引業者等に偏らないように配慮するとともに、取引業者に対して誓約書等の提 出を求めるものとする。

２ 誓約書の提出

（１）適用日（実施日）

平成２７年１月１日から適用する。ただし、従前からの取引業者は、取引に係る経過措置として平成２７年３月３１日までは、誓約書の提出ない場合であっても取引できるものとする。

（２）提出方法

様式（誓約書）を郵送又は直接持参により、施設管財課に提出する。 ※誓約書の様式は、大学ホームページからダウンロード可能 ＵＲＬ

http://www.tohtech.ac.jp/outline/grant/pdf/seiyaku_h27.pdf

（３）誓約書の提出を求める対象者

本学と取引を行う全ての事業者（研究経費・外部資金の区別は不問）
ただし、次の者は誓約書の提出者から除外する。

①国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関及び学校法人 ②国際組織、外国企業等 ③電気・ガス・水道・通信・郵便運送・定期購読の出版事業者等 ④弁護士・特許・税理士事務所等 ⑤営利目的としての相手方ではない個人（謝金・報酬等対象者） ⑥情報・施設管理担当が発注する、大学施設全体の工事請負又は維持管理業務受託者等 ⑦その他、本件対象になじまない業種・取引等

【参考】「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（抜粋）
（平成２６年２月１８日付け文部科学大臣決定）
ＵＲＬ http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houhoku/1343831.htm

第４節 研究費の適正な運営・管理活動 （機関に実施を要請する事項）
③不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性を考慮したうえで誓約書等の提出を求める。
第４節 研究費の適正な運営・管理活動 （実施上の留意事項）
②取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。 ・機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと ・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと ・構成員からの不正な行為の依頼等があった場合は通報すること

【問い合わせ】
学校法人東北工業大学 施設管財課
電話 ０２２－３０５－３３６３
FAX ０２２－３０５－３３６２
E-mail kanzaika@tohtech.ac.jp